

令和元年9月定例会

総務委員会説明資料 (その2)

徳島県警察本部

目

次

I 提出案件	1
1 その他の議案等	1
（1）条例案	1
ア 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	1

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

(ア) 条例改正の理由

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部が改正されたことに伴い、運転免許試験等の手数料の額を改めるとともに、道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正されたことに伴い、免許証の更新を受けなかった者による運転経歴証明書の交付又は再交付の申請に係る手数料の額を定める必要がある。

(イ) 条例改正の概要

- a 改正後の道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げる「公安委員会がやむを得ないと認める事情があったこと」を理由に免許証の更新を受けることができなかった者に対する次に掲げる運転免許試験の手数料及び免許証の交付手数料の額を改める。

(a) 運転免許試験手数料

- 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験
- 普通自動車免許に係る試験
- 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験

○ 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験

○ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験

(b) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証交付手数料

b 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付手数料の額を改める。

c 免許証の更新を受けなかった者による運転経歴証明書の交付又は再交付の申請に係る手数料は、申請による免許の取消しを受けた者と同額とする。

(ウ) 施行期日

令和元年12月1日

別表

(単位：円)

手数料の種類	区 分		改正前	改正後
運転免許試験手数料	大型免許、中型免許又は準中型免許に係る試験	免許失効後6か月以内の うっかり失効者・特定失効者・特定取消処分者	-	800
	普通免許に係る試験			
	特定第一種免許(大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は牽引免許をいう。)又は大型特殊第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験			
	小型特殊免許又は原付免許に係る試験			
	大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る試験			
免許証交付手数料	第一種免許又は第二種免許に係る免許証	公安委員会がやむを得ないと認める事情による失効者	-	1,700
免許証再交付手数料	第一種免許又は第二種免許に係る免許証		3,500	2,250
運転経歴証明書交付手数料	免許証の更新を受けなかった者		-	1,100
運転経歴証明書再交付手数料				

